

有形固定資産シリーズ (11)・最終回

「その他（圧縮記帳、土地再評価差額金）」

しまぎき まさやす
公認会計士 嶋崎 正康

1. はじめに

圧縮記帳や土地再評価差額金に係る会計処理については、一般に毎期継続的に発生する事象ではないため、事案に直面した際に対応ができるよう体系的な理解が必要である。そこで、本稿では、主として、監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」（以下、「圧縮記帳の取扱い」という）、会計制度委員会「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」（以下、「土地再評価差額金Q&A」という）を中心に、圧縮記帳及び土地再評価差額金に関する全体像を実務上の論点に触れながらそれぞれ解説していく。

2. 圧縮記帳

(1) 圧縮記帳とは

圧縮記帳は、法人税法及び租税特別措置法（以下、「税法」という）の規定に基づき、特定の収益（例えば、国庫補助金）に対する課税を繰り延べるために行われる税務上の措置である。また、この圧縮記帳は、直接減額方式（国庫補助金等により取得した資産について、当該国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除する方法）と積立金方式（国庫補助金等により取得した資産について、当該国庫補助金等に相当する金額を剰余金の処分を通じて圧縮積立金として積み立てる方法）の2つの方法がある。

この圧縮記帳は、例えば、国庫補助金を収受して計上する受贈益に対応する圧縮損を計上することにより両者が打ち消し合うことで、国庫補助金を収受した期の税負

担を軽減する効果がある。そして、圧縮記帳により固定資産の計上額が少なくなることから当該固定資産の減価償却費もその分少なくなり、その後の税負担が増加する。つまり、圧縮記帳により受贈益に係る税負担を当該固定資産の減価償却費が計上される期間にわたって平準化する効果（課税の繰延べの効果）が期待できる。

企業会計審議会「企業会計原則」（以下、「企業会計原則」という）注解24では、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産について、当該国庫補助金、工事負担金等に相当する金額をその取得原価から控除することができるものとされ、直接減額方式及び積立金方式のいずれも適用が認められている。また、上記の【A】国庫補助金、工事負担金等を収受し固定資産を取得する取引のほか、以下の【B】交換取引及び【C】交換取引に準ずるものについては、固定資産の圧縮記帳に関する税法の規定を適用して行う会計処理について、監査上妥当なものとして取り扱うものとされている（圧縮記帳の取扱い一）。

- 交換により譲渡資産と同一種類、同一用途の固定資産を取得し、取得資産の取得価額として、譲渡資産の帳簿価額を付した場合（【B】交換取引）
- 収用等により資産を譲渡し新たに取得した資産が、譲渡資産と同一種類、同一用途である等取得資産の価額として譲渡資産の帳簿価額を付すことが適当と認められるときに、譲渡益相当額をその取得価額から控除した場合（【C】交換取引に準ずるもの）

以上をまとめると以下の図表1の通りとなる。またそれぞれの圧縮記帳の対象となる取引について脚注を付し補足説明をしている。

図表1 圧縮記帳の全体像

圧縮記帳の対象となる取引 ^(注1)	圧縮記帳の方法 ^(注1)
【A】 国庫補助金、工事負担金等を収受し固定資産を取得する取引 ^{(注2) (注3) (注4)}	直接減額方式 もしくは 積立金方式
【B】 交換取引	
【C】 交換取引に準ずるもの ^{(注4) (注5)}	

- (注1) 圧縮記帳の会計処理は、税法上の圧縮記帳の適用を受けることが前提にある（圧縮記帳の取扱い一）。
- (注2) 国庫補助金、工事負担金等により取得した固定資産について、国庫補助金、工事負担金等に相当する金額をその取得価額から控除した場合も、企業会計原則注解24の趣旨に照らして、監査上、妥当なものとして取り扱う（圧縮記帳の取扱い一）。
- (注3) 保険差益については、国庫補助金、工事負担金等と同類のものと解するとされている（圧縮記帳の取扱いIII2.）。
- (注4) 収用等により資産を譲渡した事業年度又は国庫補助金、工事負担金等を受けた事業年度に圧縮対象資産を取得できなかった場合の圧縮記帳見込額は、未決算特別勘定等の適当な科目で貸借対照表の負債の部に計上するか、もしくは未決算特別勘定等に相当する譲渡益等を、剰余金の処分により積立金とする（圧縮記帳の取扱い一）。
- (注5) 収用とは関係なく特定資産の買換えにより取得した固定資産についても、固定資産の譲渡が社会的要請によるものであり、かつ譲渡資産と同一種類、同一用途である等、譲渡資産との間に同一性、連続性が認められる場合には、交換に準ずるものとして認められるものもあるとされている（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報等「監査第一委員会報告第43号について（審理室情報第5号）」2.(2)）。

(2) 圧縮記帳の会計処理

圧縮記帳における①直接減額方式及び②積立金方式それぞれの主な会計上の論点は以下の通りである。なお、

ここで解説する会計上の論点の項目をまとめると図表2の通りとなる（図表2における「○」は会計上の論点があるということを示している）。

図表2 圧縮記帳の主な会計上の論点

主な会計上の論点	圧縮記帳の方法		会計基準等
	直接減額方式	積立金方式	
圧縮損及び譲渡益等の表示	○		圧縮記帳の取扱いIII3.
未決算特別勘定の処理	○		圧縮記帳の取扱いIII4.
圧縮記帳に係る注記	○		圧縮記帳の取扱いIII5.
税効果会計		○	個別税効果実務指針第10項等
固定資産の減損		○	減損会計適用指針第147項

(略称、以下同様)

- ・ 個別税効果実務指針：会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・ 減損会計適用指針：企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

① 直接減額方式

(ア) 圧縮損及び譲渡益等の表示

交換取引の場合は、譲渡資産の帳簿価額が直接取得資産の取得価額とされるため、損益は発生しないことから損益表示の問題は生じない。一方で、交換取引に準ずる収用等に伴う代替資産の取得や特定資産の買換え等による固定資産の取得に係る圧縮損と譲渡益は、交換取引に準ずるものとして取り扱う以上、損益計算書上相殺表示が望ましいが、両建表示することも監査上妥当なものとして取り扱うこととされており、国庫補助金、工事負担金等の圧縮損と受入益についても、同様に両建表示しても監査上妥当なものとして取り扱うこととされている（圧縮記帳の取扱いIII3.）。

(イ) 未決算特別勘定の処理

収用等により資産を譲渡した事業年度又は国庫補助金、工事負担金等を受けた事業年度に圧縮対象資産を取得できなかった場合の圧縮記帳見込額の処理は、圧縮対象資産に係る会計処理に対応した処理を行うこととなる。具体的には、圧縮対象資産について、直接減額方式を採用する場合には、未決算特別勘定等を貸借対照表の負債の部に計上することとし、それ以外の場合の未決算特別勘定等は剰余金の処分による積立金として処理することとなる（圧縮記帳の取扱いIII4.）。

(ウ) 圧縮記帳に係る注記

国庫補助金、工事負担金等を収受し固定資産を取得する取引については、貸借対照表の表示について、取得原

価から国庫補助金、工事負担金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法ではなく、取得原価から国庫補助金、工事負担金等に相当する金額を控除した残額のみを記載する方法を採用する場合は、当該国庫補助金、工事負担金等の金額の注記が必要となる（企業会計原則注解24）。なお、この注記は毎期継続して必要となる点に留意が必要である（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報等「圧縮記帳の処理について（審理室コーナー）」（3））。

一方で、収用等により資産を譲渡し新たに資産を取得する場合については、交換により資産を取得する場合と異なり、交換取引に準ずるものとして形式的には売買による新たな資産の取得であるにもかかわらず、圧縮記帳を通じて譲渡資産の帳簿価額を取得資産の取得原価とすることになるため、その経緯を開示することは重要な財務情報の提供であるという観点から当該取得資産につき圧縮記帳を行った旨及び圧縮額を注記する必要がある。なお、この注記は、当該処理が行われた事業年度の財務諸表についてのみなされれば足りるとされている（圧縮記帳の取扱いⅢ5.）。

（エ）税効果会計

直接減額方式を採用した場合、会計上の簿価は税務上の簿価と一致することとなり、一時差異は発生しないため、税効果の認識は不要である。

② 積立金方式

（ア）圧縮積立金

積立金方式の場合、国庫補助金等に相当する金額を剰余金の処分を通じて圧縮積立金として積み立てる必要があり、当該圧縮積立金は、法人税等の税額計算を含む決算手続として処理する。つまり、当期末の個別貸借対照表に圧縮積立金の積立て及び取崩しを反映させるとともに、個別株主資本等変動計算書に当該圧縮積立金の積立額と取崩額を記載（注記により開示する場合を含む）し、株主総会又は取締役会で当該財務諸表を承認することとなる（企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」第25項）。

（イ）圧縮記帳に係る注記

積立金方式の場合、圧縮記帳の対象固定資産の取得原価により貸借対照表に表示していることから、直接減額方式のように特段注記は要求されていない。

（ウ）税効果会計

積立金方式を採用した場合、会計上の簿価は固定資産の取得原価で計上されるが、税務上の簿価は固定資産の取得原価から圧縮積立金を控除した後の額となるため、当該資産の会計上の簿価と税務上の簿価との間に差額が生じることになる。この差額は、例えば、減価償却資産であれば、会計上の減価償却費が税務上の減価償却費の損金算入限度額を超過することになり、当該償却超過額に相当する額について圧縮積立金を取り崩し、将来の課税所得の計算上当該圧縮積立金取崩高が加算されることになるため、将来加算一時差異となる（個別税効果実務指針第10項）。よって、積立金方式の場合は、税効果を考慮することに留意が必要である。

また、税効果を考慮する際には、純資産の部に計上する圧縮積立金について、繰延税金負債控除後の純額を積み立てることとなる。なお、税率が変更された場合の圧縮積立金の修正額は、法人税等調整額として処理するとともに、当該圧縮積立金に加減するとされている（個別税効果実務指針第20項）。

（エ）固定資産の減損

積立金方式による圧縮記帳を行った固定資産を減損処理した場合に、減損処理を行った場合に取り崩される土地再評価差額金（詳細は本稿3.(4)において後述）との関連で、圧縮積立金についても、減損処理を行った場合、取り崩すのではないかという見解も考えられる。しかし、会計上は任意積立金として積み立てられたものの取崩しであり、一般に、税務上の益金算入に準拠して圧縮積立金を取崩すことになると考えられる。そのため、圧縮積立金に対応する固定資産について減損処理を行った場合であっても、当該圧縮積立金を取り崩す必要はないものと考えられている（減損会計適用指針第147項）。

以上、これまで解説した①直接減額方式及び②積立金方式に係る一連の会計処理の仕訳イメージは、以下の通りとなる。

設例1 直接減額方式及び積立金方式の仕訳イメージ

【前提条件】

- X0期末に機械装置を12,000で取得した（耐用年数：3年、減価償却方法：定額法、残存価額：ゼロ）。
- 当該機械装置取得にあたって国庫補助金の給付（取得と同時に）を3,000受けている。
- 法定実効税率は30%

【会計処理】

①直接減額方式	②積立金方式
X0期末（固定資産取得） （借）機械装置 12,000 （貸）現金預金 12,000	X0期末（固定資産取得） ・直接減額方式と同様
X0期末（国庫補助金の受領） （借）現金預金 3,000 （貸）国庫補助金受贈益 3,000	X0期末（国庫補助金の受領） ・直接減額方式と同様
X0期末（圧縮損の計上） （借）機械装置圧縮損 3,000 （貸）機械装置 3,000	X0期末（圧縮積立金の積立て、繰延税金負債の認識） （借）繰越利益剰余金 2,100 ^{※2} （貸）圧縮積立金 2,100 ^{※2} （借）法人税等調整額 900 ^{※3} （貸）繰延税金負債 900 ^{※3}
X1期末～X3期末（減価償却費の計上） （借）減価償却費 3,000 ^{※1} （貸）機械装置 3,000 ^{※1}	X1期末～X3期末（減価償却費の計上） （借）減価償却費 4,000 ^{※4} （貸）機械装置 4,000 ^{※4} X1期末～X3期末（圧縮積立金及び繰延税金負債の取崩し） （借）圧縮積立金 700 ^{※5} （貸）繰越利益剰余金 700 ^{※5} （借）繰延税金負債 300 ^{※6} （貸）法人税等調整額 300 ^{※6}
※1 (機械装置12,000－機械装置圧縮損3,000) × 1年 / 3年 ※2 国庫補助金受贈益3,000 × (1－法定実効税率30%) ※3 国庫補助金受贈益3,000 × 法定実効税率30% ※4 機械装置12,000 × 1年 / 3年 ※5 圧縮積立金2,100 × 1年 / 3年 ※6 繰延税金負債900 × 1年 / 3年	

3. 土地再評価差額金

(1) 土地再評価差額金とは

土地再評価差額金は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日法律第34号、最終改正平成17年7月26日法律第87号。以下、「土地再評価法」という）に基づき、大会社等の一定の会社が、事業用土地について時価による評価を行い、当該事業用土地の帳簿価額を改定することにより計上されたものである。なお、この土地再評価法に基づく土地の再評価は、当該法律の施行日（平成10年3月31日）から施行日後4年を経過する日までの期間（以下、「再評価実施期間」という）内のいずれか一つの決算期においてしか認められず、再評価実施期間後の決算期においては土地の再評価を行うことはできない。

この土地再評価法に基づき計上される土地再評価差額金について、主に以下の点について解説する。

- 再評価に係る繰延税金資産の回収可能性、法定実効税率の変更等があった場合の再評価に係る繰延税金資産又は再評価に係る繰延税金負債（以下、「再評価に係る繰延税金資産・負債」という）の異動に係る会計処理
- 過年度に計上した土地再評価差額金の取崩しの会計処理
- 再評価に係る繰延税金資産・負債の金額に異動が生

じた場合や土地再評価差額金を取り崩した場合におけるその他の包括利益の開示の取扱い

- 再評価した事業用土地の連結会社間取引に係る会計処理
- 組織再編時の土地再評価差額金の取扱い

(2) 土地再評価差額金に係る税効果

土地再評価法に基づき再評価を実施した場合、会計上の簿価は再評価時点の時価により再評価されることとなるが、税務上の簿価は再評価されないため、一時差異が発生する。そのため、一時差異となる再評価差額に係る繰延税金の計算については企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、「回収可能性適用指針」という）等に準拠して行うこととされている（土地再評価差額金Q&A Q2のA）。この点について、土地再評価差額金に係る一時差異の取扱いについては、回収可能性適用指針第38項(2)におけるその他の有価証券の評価差額に係る一時差異の取扱いにあるような評価差損と評価差益の純額で繰延税金を認識するという考え方が示されていないことから、個別の土地ごとに土地再評価差額金について繰延税金資産・負債の計上の要否の検討を行うものと考えられる。

なお、再評価に係る繰延税金資産・負債を、通常の税効果の認識から生ずる繰延税金資産又は繰延税金負債とは区別して、再評価に係る繰延税金資産は投資その他の

資産に「再評価に係る繰延税金資産」の科目をもって表示し、再評価に係る繰延税金負債は固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」の科目をもって表示することとなる（土地再評価差額金Q&A Q2のA、「財務諸表等の用

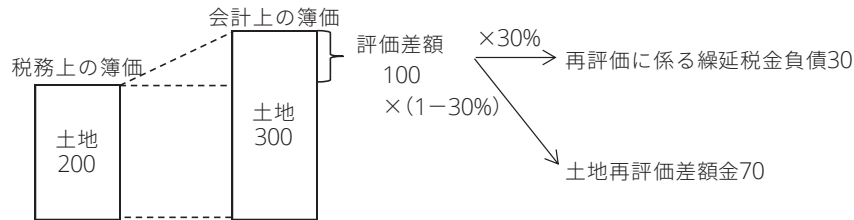
語、様式及び作成方法に関する規則」第32条の3及び第52条の2）。

この処理に係る仕訳イメージは次のとおりとなる。

設例2 事業用土地を再評価した場合の仕訳イメージ

【前提】

- 事業用土地200を300に土地再評価法に基づき再評価した。
- 法定実効税率は30%である。



【仕訳】

(借) 土地 100 (貸) 再評価に係る繰延税金負債 30
土地再評価差額金 70

(3) 再評価に係る繰延税金資産・負債の異動

再評価に係る繰延税金資産・負債の金額に異動が生じた場合には、土地再評価差額金を計上し直すものとされている（土地再評価差額金Q&A Q4のA、土地再評価法第7条第3項）。この異動が生じる要因は、再評価に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に変更があった場合や法定実効税率に変更が生じた場合が考えられる。このうち、再評価に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に変更があった場合とは、回収可能性適用指針における企業

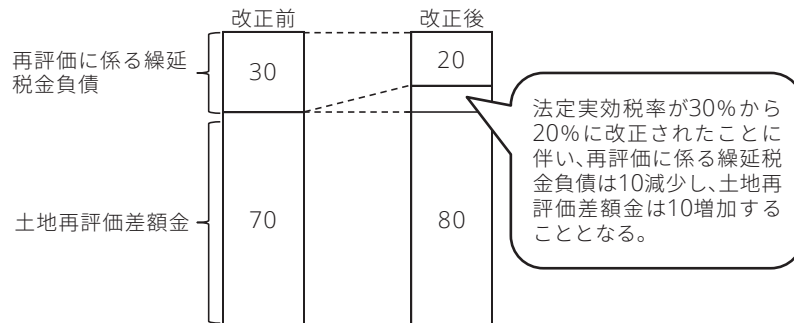
の分類に基づき回収可能性の判断を行った際に、例えば、企業の分類に変更が生じた場合やスケジューリング不能としていた再評価の土地の売却時期が明確になったことに伴いスケジューリング可能となった場合が想定される。

これらの要因に伴う再評価に係る繰延税金資産・負債の増減額は土地再評価差額金に加減する必要がある（土地再評価差額金Q&A Q4のA）。この処理の仕訳イメージは次のとおりとなる。

設例3 再評価に係る繰延税金資産・負債の異動の仕訳イメージ

【前提】

- 過年度において事業用土地200を300に土地再評価法に基づき再評価した。
- 当期において法定実効税率30%が20%に改正された。



【仕訳】

(借) 再評価に係る繰延税金負債 10 (貸) 土地再評価差額金 10

なお、再評価に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に変更があった場合も、上記と同様のイメージで再評価に係る繰延税金資産の増減額を土地再評価差額金に加減することとなる。

(4) 土地再評価差額金の取崩し

① 土地再評価差額金の取崩しに係る会計処理

土地再評価法では、再評価を行った事業用土地を売却等により処分した場合及び当該事業用土地について予測することができない減損が生じたことにより帳簿価額の減額をした場合に、土地再評価差額金の全部又は一部を取り崩さなければならないとされており、また、これら以外の事象を原因として取り崩すことはできないとされている（土地再評価差額金Q&A Q3のA、土地再評価法第8条）。この場合、土地再評価差額金は、再評価後の土地の取得原価とされることから、売却損益及び減損損失等に相当する金額が当期純損益に計上されず、その他利益剰余金（株主資本等変動計算書）に直接計上されることになる（企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「包括利益会計基準」という）第31項、土地再評価差額金Q&A Q3のA）。なお、取り崩した土地再評価差額金に対応する再評価に係る繰延税金資産・負債の戻入額は、法人税等調整額として処理することとなると考えられる（土地再評価差額金Q&A Q3のA、減損会計適用指針 設例10）。

② 再評価を行った事業用土地を交換・現物出資した場合の取扱い

前述のとおり「土地再評価法では、再評価を行った事

業用土地を売却等により処分した場合」には、土地再評価差額金を取り崩さなければならない。この点について、再評価した事業用土地と他の土地を第三者と交換した場合や第三者に現物出資した場合において、「売却等により処分した場合」に該当するか否かが論点となる。

まず、交換については、前述のとおり、固定資産の圧縮記帳に関する税法の規定を適用して行う会計処理について、交換により譲渡資産と同一種類、同一用途の固定資産を取得し、取得資産の取得価額として、譲渡資産の帳簿価額を付した場合、監査上妥当なものとして取り扱うものされているが（圧縮記帳の取扱い一）、交換により取得した資産は再評価を行った事業用土地とは異なる資産であるため、「売却等により処分した場合」に該当し、当該土地再評価差額金を取り崩すものと考えられる。

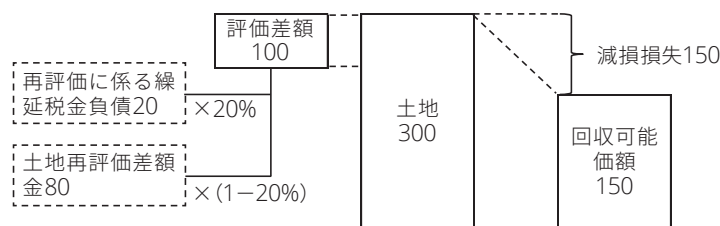
また、再評価を行った事業用土地を現物出資しこれにより株式を取得した場合についても、現物出資により事業用土地とは異なる資産を取得したため、交換と同様に土地再評価差額金を取り崩すものと考えられる。

この取崩しの処理について、例えば「減損が生じたことにより帳簿価額を減額した場合」の数値例に係るイメージは次のとおりとなる。

設例4 再評価した事業用土地を減損処理した場合の仕訳イメージ

【前提】

- 事業用土地300（過年度において200から300に土地再評価法に基づき再評価）
- 法定実効税率は20%である。
- 当期末に収益性の低下により回収が見込めなくなったため、150減損処理する。
- 繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。



【仕訳】

(借) 減損損失	150	(貸) 土地	150
再評価に係る繰延税金負債	20	法人税等調整額	20 ^{*3}
繰延税金資産	10	法人税等調整額	10 ^{*1}
土地再評価差額金	80	土地再評価差額金取崩額	80 ^{*2 *3}

※1 50 {将来減算一時差異の発生：200（税務上の簿価）－150（減損後の会計上の簿価）}×20%（法定実効税率）

※2 減損処理後の土地の帳簿価額が、再評価の直前の帳簿価額に満たない場合、土地再評価差額金の全額を、剰余金修正を通じて繰越利益剰余金に繰り入れる（減損会計適用指針 設例10）。

※3 事業用土地を売却等により処分した場合についても、本設例の減損処理をした場合と同様の仕訳イメージで、処分した事業用土地に対応する再評価に係る繰延税金負債及び土地再評価差額金を取り崩すこととなる。

(5) その他の包括利益の開示

ここでは、再評価に係る繰延税金資産・負債の金額に異動が生じた場合や再評価を行った事業用土地を売却等により処分した場合及び当該事業用土地について予測することができない減損が生じたことにより帳簿価額の減額し土地再評価差額金を取り崩した場合において、その他の包括利益の開示の取扱いについて解説する。

再評価に係る繰延税金資産・負債の金額に異動が生じた場合には、再評価に係る繰延税金資産・負債の増減額は土地再評価差額金に加減されるため（土地再評価差額金Q&A Q4のA）、純資産に変動が生じることとなる。そのため、「包括利益」及び「その他の包括利益」の定義に該当すると考えられることから（包括利益会計基準第4項及び第5項）、当該増減額は「その他の包括利益」として、包括利益計算書上、記載が必要と考えられる。

一方、土地再評価差額金を取り崩した場合には、前述のとおり、土地再評価差額金は、再評価後の金額が土地の取得原価とされることから、売却損益及び減損損失等に相当する金額が当期純損益に計上されない取扱いとなっているため、その取崩額は組替調整額に該当せず、その他利益剰余金（株主資本等変動計算書）への振替として表示される（包括利益会計基準第31項、土地再評価差額金Q&A Q3のA）。そのため、土地再評価差額金の取崩額は、その他の包括利益の内訳の開示の対象ではなく、利益剰余金に振替えられ純資産に変動がないことから、包括利益計算書の記載も不要となると考えられる。

(6) 再評価した事業用土地の連結会社間取引

再評価した事業用土地を連結会社間で売買した場合には、連結上、未実現利益の消去が必要となる。例えば、親会社が子会社に対して、再評価した土地を売却した場合、親会社における個別財務諸表上は土地売却益が計上され、当該売却した土地に対応する土地再評価差額金取崩額が個別株主資本等変動計算書に計上される。これに対して連結上は、親会社が計上した土地売却益は未実現利益の消去対象となるものの、親会社が個別株主資本等

変動計算書において計上した土地再評価差額取崩額は子会社に承継されないことから、消去されることなく、連結株主本等変動計算書に表示されることに留意が必要である（土地再評価差額金Q&A Q5のA）。

(7) 組織再編時の土地再評価差額金の取扱い

取得とされた企業結合（ここでは吸収合併を前提とする。以下同様）においては、吸収合併存続会社（取得企業）が吸収合併消滅会社（被取得企業）から受け入れる資産又は負債の取得原価を、原則として対価として交付する現金及び株式等の時価とすることとされている（企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（以下、「企業結合適用指針」という）第29項）。そのため、被取得企業の増加資本は株式等の時価に対応して増加することから（企業結合適用指針第79項）、被取得企業の評価・換算差額等である土地再評価差額金は取得企業には引き継がれないこととなる。

一方で、共同支配企業の形成や共通支配下の取引等の場合においては、吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社から受け入れる資産又は負債は、企業結合の前日における吸収合併消滅会社の適正な帳簿価額により計上することとされている（企業結合適用指針第184項、第206項(1)）。そのため、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の評価・換算差額等である土地再評価差額金を合併期日の前日の適正な帳簿価額にてそのまま引き継ぐこととなる（企業結合適用指針第185項(2)、第206項(2)②、第210項(2)）。なお、逆取得となる吸収合併の場合にも、吸収合併存続会社（被取得企業）が吸収合併消滅会社（取得企業）から受け入れる資産又は負債を適正な帳簿価額により計上することとなるため、吸収合併消滅会社の評価・換算差額等である土地再評価差額金を合併期日の前日の適正な帳簿価額にてそのまま引き継ぐこととなる（企業結合適用指針第84項(1)②）。

以上